

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第17号

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則（平成19年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(休館日) 第6条 略</p> <p><u>(資料画像等の利用の許可)</u> 第6条の2 <u>美術館の保管に係る資料画像等の利用をしようとする者は、資料画像等利用許可申請書（第1号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 美術館の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 美術館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 美術館の利用又は資料画像等の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>3 第1項の許可には、美術館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</u></p> <p><u>(使用料)</u> 第6条の3 <u>香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立東山魁夷せとうち美術館の項に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(観覧料の免除)</p> | <p>(休館日) 第6条 略</p> <p>(観覧料の免除)</p> |

第7条 第1号から第6号までのいずれかに該当する者については常設の展示の場合及び特別の展示の場合に係る展示室の観覧料を、第7号に該当する者については常設の展示の場合に係る展示室の観覧料を免除する。

(1)～(6) 略

(7) 館長が別に定める期間内に展示室を観覧した回数が、館長が別に定める回数に達した者

2～6 略

7 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（第2号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

8 第1項第7号に掲げる者は、入室の際、東山魁夷せとうち美術館特割カード（館長が発行する証票で、同号に規定する回数に達したことを証するものをいう。）を提出しなければならない。

（観覧料の減額）

第8条 略

(1) かがわウェルカムカード（公益社団法人香川県観光協会が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(2) 文化観光施設入場割引券（公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローが県内で開催される大会等の参加者に対し交付する証票で、当該参加者が県内の観光に関する施設等を利用する際に提出することにより当該利用に係る料金の割引を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(3) 略

2・3 略

（資料画像等使用料の免除）

第8条の2 次の各号のいずれかに該当する者については、資料画像等使用料を免除する。

(1) 美術等に関する教育、学術上の調査研究又は啓発を目的として資料画像等の利用をする者

第7条 次の各号のいずれかに該当する者については、展示室の観覧料を免除する。

(1)～(6) 略

2～6 略

7 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（別記様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

（観覧料の減額）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、展示室の観覧料を団体で利用する場合における展示室の観覧料に相当する額に減額する。

(1) かがわウェルカムカード（社団法人香川県観光協会（昭和45年9月21日に社団法人香川県観光協会という名称で設立された法人をいう。）が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(2) 文化観光施設入場割引券（財団法人高松観光コンベンション・ビューロー（平成6年9月27日に財団法人高松観光コンベンション・ビューローという名称で設立された法人をいう。）が県内で開催される大会等の参加者に対し交付する証票で、当該参加者が県内の観光に関する施設等を利用する際に提出することにより当該利用に係る料金の割引を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(3) 略

2・3 略

(2) 美術館の広報に資する用途に供することを目的として資料画像等の利用をする者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めた者

(資料画像等の利用の許可の取消し等)

第8条の3 知事は、第6条の2第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、又は資料画像等の利用の停止を命ずることができる。

(1) この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第6条の2第1項の許可を受けたとき。

(3) 第6条の2第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 第6条の2第3項の規定により付された同条第1項の許可の条件に違反したとき。

(5) 納期限までに使用料を納付しないとき。

(入館の拒否等)

第9条 略

(損害賠償の責任)

第10条 第6条の2第1項の許可を受けた者は、その責めに帰すべき理由により同項の許可を取り消され、又は資料画像等の利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

2 略

別表 (第6条の3関係)

| 区 分 | 単 位 | 使用料の額 |
|------|------------|--------|
| 資料画像 | 1点につき1回当たり | 5,000円 |

(入館の拒否等)

第9条 略

(損害賠償の責任)

第10条 略

第1号様式（第6条の2関係）

資料画像等利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ）

資料画像等の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|--------|--|--|-----|
| 目 的 | | | |
| 用 途 | <input type="checkbox"/> 掲載・掲出 <input type="checkbox"/> 放映 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 成 果 品 | 名 称 | | |
| | 発行部数 | | 形 態 |
| | 発行(公表)日 | | |
| | 料金・価格 | <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料(円) | |
| | 備 考 | | |
| 利用期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 利用希望資料 | | | |
| 番号 | 資料名 | 点数 | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 備 考 | | | |

注 については、該当するものに \surd 印を記入してください。

第2号様式（第7条関係）

略

別記様式（第7条関係）

略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び第8項の改正規定は、同月27日から施行する。